

設楽町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例をここに公布する。

令和8年6月22日

設楽町長 土屋 浩

令和 8 年設楽町条例第 2 1 号

設楽町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例

設楽町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成17年設楽町
条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表中「683,000円」を「702,000円」に、「569,000円」を「584,000円」に、「523,000
円」を「537,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

第 2 条 改正後の設楽町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例

(以下「特別職条例」という。)の規定を適用する場合には、改正前の特別職条例
の規定に基づいて支給された給与は、改正後の特別職条例の規定による給与の内
払とみなす。

設楽町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年設楽町条例第51号）新旧対照表

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
職名	給料月額	職名	給料月額
町長	<u>702,000円</u>	町長	<u>683,000円</u>
副町長	<u>584,000円</u>	副町長	<u>569,000円</u>
教育長	<u>537,000円</u>	教育長	<u>523,000円</u>